

2024 年診療報酬・介護報酬改定に断固抗議し、再改定を要求します

診療報酬の 5 回連続のマイナス改定は、医療機関とそこで働く職員と家族に大きな経済的負担を強いるものです。本体改定率+0.88%とされていますが、内訳は新設されたベースアップ評価料に 0.61%、加えてその他基本料等の引き上げから 0.28%を賃上げに回すこととされており、診療報酬改定本体改定率を上回る 0.89%が賃上げに使途が限定されています。医療従事者と同じく物価高騰などで厳しい経営を強いられている医療機関の経営を改善する原資は全くありません。さらに賃上げも一部の職種に限定されており、医療機関で共に働き医療を支えている全職員の処遇を改善するものとはなっていません。診療報酬は、すべての医療従事者の処遇改善を実現するためのものであり、特定の職種に限定するべきではありません。

介護報酬改定についても、全体で 1.59%のプラス改定となったことは、報酬の引上げを強く求めてきたこの間の運動の成果であることは間違いありません。しかし、必要とされる処遇改善の水準、物価高騰への対応に照らして、きわめて不十分な引き上げ幅にとどまっています。とりわけ訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに怒りの声が噴出しています。さらに、施設多床室での室料徴収の拡大やテクノロジー機器の活用を要件とした人配置基準の切り下げ、福祉用具の貸与・購入の選択制の導入など、報酬改定を通して制度の改悪が行われたことは重大です。

コロナ禍を経験した今、また今後の新興感染症等への対応に備え、医療・介護従事者の確保と医療・介護の提供体制を充実させることがますます重要になっています。しかし、このような不当な改定が続く限り、経営の安定を図り医療や介護の事業を継続させ、医療・介護従事者の生活を守ることは極めて困難です。

私たちは、2024 年診療報酬 介護報酬改定に対し、断固たる抗議を表明します。再度の改定を要求し、すべての医療・介護従事者の処遇改善が実現するよう求めます。安全かつ安心なサービス提供体制を確保し、国民の健康と福祉を守るために、政府・厚生労働省に対し迅速な対応を強く求めます。

2024 年 6 月 2 日
第 62 回京都民医連定期総会

以上